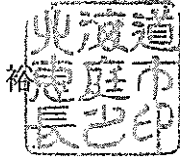


恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 6 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 2 号

恵庭市基金条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市基金条例施行規則（平成 1 4 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案														
第 1 条（略） （基金の処分） 第 2 条 条例第 8 条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。	第 1 条（略） （基金の処分） 第 2 条 条例第 8 条の規定により予算に定めて基金を処分することができる場合は、基金の種類に応じ、次の表のとおりとする。														
<table><tr><th>基金の種類</th><th>設置の目的</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>駐車場基金</td><td>市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるとき。</td></tr></table>	基金の種類	設置の目的	（略）		駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるとき。	<table><tr><th>基金の種類</th><th>設置の目的</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>駐車場基金</td><td>市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるとき。</td></tr><tr><td><u>土地開発基金</u></td><td><u>公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要とする土地をあらかじめ取得する資金に充てるとき。</u></td></tr></table>	基金の種類	設置の目的	（略）		駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるとき。	<u>土地開発基金</u>	<u>公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要とする土地をあらかじめ取得する資金に充てるとき。</u>
基金の種類	設置の目的														
（略）															
駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるとき。														
基金の種類	設置の目的														
（略）															
駐車場基金	市債の償還並びに駐車場施設の整備及び維持管理に要する経費に充てるとき。														
<u>土地開発基金</u>	<u>公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要とする土地をあらかじめ取得する資金に充てるとき。</u>														
第 3 条～第 5 条（略）	第 3 条～第 5 条（略）														

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。